

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令
規制の名称	組合施行事業に係る特定建築者制度に係る規制緩和
規制の区分	規制の緩和
担当部局	都市局市街地整備課・住宅局市街地建築課
評価実施時期	平成30年3月29日
事前評価時の想定との比較	本規制(緩和)は、民間事業者の市街地再開発事業等への参入のインセンティブとして、事業の当初段階から参加する一定の要件を満たす民間事業者が、公募によらず特定建築者として当該事業で建築する施設の建築を行うことを可能としたものである。事前評価時と同様、引き続き地方公共団体の財政制約が厳しい中で、民間活力の活用がなければ市街地再開発事業等の事業環境が厳しい状況のため、本制度により、民間活力を活用し市街地再開発事業等を推進する必要性は引き続き認められる。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	既存制度における規制を緩和するものであり、本規制(緩和)に係る遵守費用は発生しない。
(行政費用)	本規制(緩和)については、行政による追加の認可等を必要としないため、本規制(緩和)に係る行政費用は発生しない。
(効果)	本規制(緩和)を利用した事業の実績はない。
(便益(金銭価値化))	本規制(緩和)の導入による効果が未だ発現していないため、便益についても同様に発現していない。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。
考察	市街地再開発事業等は、事業構想から事業着手までに長期間を要することから、本規制(緩和)を利用した事業の実績は未だなく、遵守費用、効果(便益)が発現しておらず、間接的影響はない。しかしながら、引き続き地方公共団体の財政制約が厳しい中で、民間活力の活用がなければ市街地再開発事業等の事業環境が厳しい状況となることは、事前評価時と同様である。このため、本制度により、民間活力を活用し市街地再開発事業等を推進する必要性は引き続き認められることから、本制度については、継続することが妥当である。
備考	